

事 務 連 絡  
平成 29 年 4 月 10 日

各都道府県市区町村担当課 御中

総務省自治税務局市町村税課

データ標準レイアウトの追記事項及び情報提供ネットワークシステムを介して提供する地方税情報の確認について

情報提供ネットワークシステムを介した情報連携が開始されることに伴い、平成 29 年 6 月末までに、地方税情報を中間サーバに副本データとして登録することとなります。

提供する地方税情報については、データ標準レイアウトに項目等が示されているところですが、デジタル PMO での質問等を踏まえ、別添のとおりデータ項目説明の追記を行いますのでご注意ください（「データ項目説明追記表第 2.0 版」【別添①】、「データ項目検証計算表」【別添②】をデジタル PMO に掲載。）。

また、各市区町村においては、下記の検証を実施し、データ標準レイアウトで示した項目と一致するデータの提供が行われるよう、確認をお願いするとともに、都道府県を通じて総務省に検証結果を報告いただくようお願いします。

各都道府県市区町村担当課におかれましては、この旨を貴都道府県内の市区町村へ御連絡いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 検証の目的

各市区町村が中間サーバに副本登録を行う各項目について、データ標準レイアウトのデータ項目説明等で示したとおりに提供されるよう、基幹システムの抽出・編集設定が正しく行われているかの確認を行う。

### 2. 検証方法

#### (1) 対象者の抽出

平成 28 年度又は平成 29 年度の地方税情報において、検証の対象となるデータ標準レイアウトの各項目を可能な限り網羅できるよう対象者を抽出する（対象者抽出方法のイメージについては【別添③】参照）。

(2) 地方税情報の抽出

基幹システムにおいて保持している各項目のうち、中間サーバへの登録を行う項目について、(1)で抽出した対象者の平成28年度分又は平成29年度分の情報を抽出する。

(3) 検算

- ・ 検算は、基幹システムで保持しているデータのうち副本として登録すべきデータ又は、基幹システムから抽出・編集して作成される副本データ(特定個人情報ファイル)を用いて行うこととする(中間サーバは使用しない)。
- ・ 「データ項目検証計算表」を基に検算を行い、表に示す等式すべてが成り立つことを確認する(備考欄の等式が成り立たない場合を除く)。

3. 報告

検算の結果を「【別添④】検証結果」に記入し、平成29年5月26日(金)までに、都道府県を通じて総務省へ報告する。設定誤りがあった場合は、併せて「【別添⑤】設定誤りの報告」に内容等を記入のうえ、提出する。また、設定誤りがあった場合のシステム改修については、中間サーバへの初期登録までに行う必要があることから、遅くとも平成29年6月末までに完了すること。

以上

連絡先 総務省自治税務局市町村税課 住民税第三係 松村 電話：03-5253-5669
--

<データ項目説明追記表>

別添①

特定個人情報項目コード	データ項目	データ項目説明	追記事項
TK0000020000010	個人住民税情報	範囲指定で複数の個人住民税情報が存在する場合は繰り返し項目として設定する。	
TK0000020000020	課税年度	賦課の対象となる年度（課税すべき年度）を指定する。 (0～9999)	
TK0000020000030	総所得金額等	繰越控除後の合計所得金額を指定する。 (0～999999999999)	
TK0000020000040	合計所得金額	・地方税法上の合計所得金額を指定する。 ・合計所得金額及び各所得項目全てセットすること。 (0～999999999999)	
TK0000020000045	合計所得金額情報	—	—
TK0000020000050	総所得金額	総所得金額を指定する。 (0～999999999999)	繰越控除適用後の額を指定する。
TK0000020000055	総所得金額情報	—	—
TK0000020000060	給与所得額	給与所得額を指定する。 (0～999999999999)	
TK0000020000065	給与所得額情報	—	—
TK0000020000070	給与収入額	・給与収入額を指定する。 ・給与専従者収入額を含む値を指定する。 (0～999999999999)	
TK0000020000080	給与専従者収入額	専従者本人が給与として得た金額のうち事業専従者控除として認められた金額（給与収入額の内数）を指定する。 (0～999999999999)	
TK0000020000090	雑所得額（総合）	雑所得額（総合課税）を指定する。 (0～999999999999)	
TK0000020000095	雑所得額（総合）情報	—	—
TK0000020000100	公的年金等所得額	公的年金等の雑所得額を指定する。 (0～999999999999)	
TK0000020000110	公的年金等収入額	国民年金・厚生年金・共済年金などの収入額（公的年金等控除前）を指定する。 (0～999999999999)	
TK0000020000120	公的年金等以外雑所得額（総合課税）	公的年金等以外の雑所得額を指定する。 (-999999999999～999999999999)	
TK0000020000130	事業所得額	事業所得額を指定する。 (-999999999999～999999999999)	
TK0000020000135	事業所得額情報	—	—

TK00000200000140	営業等所得額	営業等所得額を指定する。 (-999999999999~999999999999)	
TK00000200000150	農業所得額	・農業所得額を指定する。 ・特例肉用牛所得額を含む値を指定する。 (-999999999999~999999999999)	
TK00000200000160	特例肉用牛所得額	特例肉用牛所得額を指定する。 (-999999999999~999999999999)	免税の対象となる肉用牛の売却による事業所得を指定する。
TK00000200000190	不動産所得額	不動産所得額を指定する。 (-999999999999~999999999999)	
TK00000200000200	利子所得額 (総合)	利子所得額を指定する。 (0~999999999999)	
TK00000200000210	配当所得額 (総合)	株式配当所得、外貨証券配当所得、その他証券配当所得、少額配当所得、その他配当所得の合計を指定する。 (0~999999999999)	
TK00000200000220	譲渡所得額 (総合)	譲渡所得額(総合課税)を指定する。 (-999999999999~999999999999)	内部通算後、特別控除後、長期譲渡所得1/2前の額を指定する。
TK00000200000225	譲渡所得額 (総合) 情報	—	—
TK00000200000230	長期譲渡所得額(特別控除前)	・長期譲渡所得額を指定する。 ・特別控除前の値を指定する。 (-999999999999~999999999999)	
TK00000200000240	特別控除額 (長期譲渡所得)	総合長期譲渡所得から控除される特別控除額を指定する。 (0~999999999999)	
TK00000200000250	短期譲渡所得額(特別控除前)	・短期譲渡所得額を指定する。 ・特別控除前の値を指定する。 (-999999999999~999999999999)	
TK00000200000260	特別控除額 (短期譲渡所得)	総合短期譲渡所得から控除される特別控除額を指定する。 (0~999999999999)	
TK00000200000270	一時所得額 (総合)	・一時所得額を指定する。 ・特別控除後の値を指定する。 (0~999999999999)	特別控除後、1/2前の額を指定する。
TK00000200000280	山林所得額	・山林所得額を指定する。 ・特別控除後の値を指定する。 (-999999999999~999999999999)	
TK00000200000290	退職所得額 (総合)	・総合課税される退職所得を指定する。 (0~999999999999)	
TK00000200000300	譲渡所得額 (申告分離)	譲渡所得額(申告分離)を指定する。 (-999999999999~999999999999)	内部通算後、特別控除前の額を指定する。 TK00000200000310とTK00000200000330の合算額となる。
TK00000200000305	譲渡所得額 (申告分離) 情報	—	—
TK00000200000310	長期譲渡所得額(特別控除前)	長期一般所得、長期特定所得、長期軽課所得の合計(特別控除前)を指定する。 (-999999999999~999999999999)	TK00000200000330(短期譲渡所得額(特別控除前))との内部通算後、特別控除前の額を指定する。
TK00000200000320	特別控除額 (長期譲渡所得)	長期一般所得、長期特定所得、長期軽課所得の特別控除額合計を指定する。 (0~999999999999)	

TK00000200000330	短期譲渡所得額（特別控除前）	短期一般所得、短期軽減所得の合計（特別控除前）を指定する。 (-999999999999999999999999)	TK00000200000310(長期譲渡所得額(特別控除前))との内部通算後、特別控除前の額を指定する。
TK00000200000340	特別控除額（短期譲渡所得）	短期一般所得、短期軽減所得の特別控除額合計を指定する。 (0~999999999999999999999999)	
TK00000200000350	株式等譲渡所得額（申告分離）	株式等譲渡所得額（申告分離）を指定する。 (-999999999999999999999999)	TK00000200000360とTK00000200000370の合算額とする。
TK00000200000355	株式等譲渡所得額（申告分離）情報	—	—
TK00000200000360	未公開株式等譲渡所得額	未公開株式等譲渡所得額を指定する。 (-999999999999999999999999)	一般株式等に係る譲渡所得等の金額を指定する。
TK00000200000370	上場株式等譲渡所得額	上場株式等譲渡所得額を指定する。 (-999999999999999999999999)	上場株式配当所得との損益通算後、繰越控除前の額を指定する。
TK00000200000380	上場株式等配当所得額（申告分離）	上場株式等配当所得額を指定する。 (-999999999999999999999999)	上場株式等譲渡所得との損益通算後の額を指定する。
TK00000200000390	先物取引雑所得額（申告分離）	先物取引雑所得額を指定する。 (0~999999999999999999999999)	繰越控除前の額を指定する。
TK00000200000420	繰越控除額	繰越控除額を指定する。 (0~999999999999999999999999)	
TK00000200000425	繰越控除額情報	—	—
TK00000200000430	純損失繰越控除額	事業所得、不動産所得、譲渡所得、山林所得の損失の金額のうち、損益通算してもなお控除しきれない金額を指定する。 (0~999999999999999999999999)	当該年度で適用された額を指定する。
TK00000200000440	居住用財産譲渡損失繰越控除額	・居住用財産譲渡損失の金額のうち、損益通算してもなお控除しきれない金額を指定する。 ・既存システムにおいて「居住用財産譲渡損失繰越控除額」と「特定居住用財産譲渡損失繰越控除額」を合わせて1項目しか管理していない場合、当該項目に値を指定すること。	当該年度で適用された額を指定する。
TK00000200000450	特定居住用財産譲渡損失繰越控除額	特定居住用財産譲渡損失の金額のうち、損益通算してもなお控除しきれない金額を指定する。 (0~999999999999999999999999)	当該年度で適用された額を指定する。
TK00000200000460	上場株式等譲渡損失繰越控除額	・上場株式等譲渡損失の金額のうち、損益通算してもなお控除しきれない金額を指定する。 ・既存システムにおいて「上場株式等譲渡損失繰越控除額」と「特別株式等譲渡損失繰越控除額」を合わせて1項目しか管理していない場合、当該項目に値をセットすること。 (0~999999999999999999999999)	当該年度で適用された額を指定する。
TK00000200000470	特定株式等譲渡損失繰越控除額	特定株式等譲渡損失の金額のうち、損益通算してもなお控除しきれない金額を指定する。 (0~999999999999999999999999)	当該年度で適用された額を指定する。
TK00000200000480	先物取引差金等決済損失繰越控除額	先物取引差金等決済損失の金額のうち、損益通算してもなお控除しきれない金額を指定する。 (0~999999999999999999999999)	当該年度で適用された額を指定する。
TK00000200000490	雑損失繰越控除額	災害等が生じた年分の雑損控除として控除しきれない金額を指定する。 (0~999999999999999999999999)	当該年度で適用された額を指定する。
TK00000200000500	雑損控除額	前年中、災害等により日常生活に必要な資産に損害を受けた場合の控除相当額を指定する。 (0~999999999999999999999999)	
TK00000200000510	医療費控除額	前年中、本人や本人と生計をともしる親族のために医療費を支払った場合の控除相当額を指定する。 (0~999999999999999999999999)	

TK00000200000520	小規模共済等掛金控除額	前年中、小規模企業共済法の規定による第1種共済契約の掛金、心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合、支払った額を指定する。(0～9999999999)	
TK00000200000530	社会保険料控除額	前年中、本人や本人と生計をともにする親族のために社会保険料（国民健康保険、国民年金など）を支払った場合、支払った額を指定する。(0～9999999999)	
TK00000200000540	生命保険料控除額	受取人が本人か配偶者又は親族となっている生命保険契約・個人年金保険契約などで、支払った額（支払った保険料－配当を受けた金額）により控除される金額を指定する。(0～9999999999)	
TK00000200000550	地震保険料控除額	自己または自己と生計を一にしている配偶者その他の親族が所有している居住用家屋・生活用動産を保険の対象とする地震保険契約について支払った額により控除される金額を指定する。(0～9999999999)	
TK00000200000560	配偶者特別控除額	配偶者特別控除に該当する場合、その控除額を指定する。(0～9999999999)	
TK00000200000570	配偶者控除等	配偶者控除の有無や対象を表す区分を指定する。 0：初期値、1：一般の控除対象配偶者、2：老人控除対象配偶者	
TK00000200000580	扶養控除	扶養控除額を指定する。(0～9999999999)	
TK00000200000585	扶養控除情報	—	—
TK00000200000590	一般	納税義務者が扶養している特定、老人以外の人数を指定する。(配偶者は含まない。) (0～99)	
TK00000200000600	特定	納税義務者が扶養している19歳以上～23歳未満の人数を指定する。(配偶者は含まない。) (0～99)	
TK00000200000610	老人	納税義務者が扶養している老人（70歳以上）の人数を指定する。(配偶者は含まない。) (0～99)	同居老親を含む。
TK00000200000620	同老	納税義務者が扶養している同居している老人（70歳以上）の人数を指定する。(配偶者は含まない。) (0～99)	老人扶養のうち、同居老親の人数を指定する。
TK00000200000630	16歳未満扶養者数	納税義務者が扶養している16歳未満の人数を指定する。(配偶者は含まない。) (0～99)	
TK00000200000650	障害者控除	障害者控除額を指定する。(0～9999999999)	本人該当の障害者控除額も含む。
TK00000200000655	障害者控除情報	—	—
TK00000200000660	普障	納税義務者が扶養している普通障害者の人数を指定する。(0～99)	
TK00000200000670	特障	納税義務者が扶養している特別障害者の人数を指定する。(0～99)	同居特障の人数を含む。
TK00000200000680	同特	納税義務者が扶養している特別障害者の内、同居者の人数を指定する。(0～99)	
TK00000200000690	本人該当区分	—	—

TK00000200000700	控除対象配偶者	本人が控除対象配偶者の対象となっているかを表す区分を指定する。 0：初期値、1：控除対象配偶者	本人が控除対象配偶者である場合に指定する。
TK00000200000710	控除対象障害者	・本人が控除対象障害者の対象となっているかを表す区分を指定する。 ・「中間標準レイアウトV2.1コード一覧表（個人住民税）」に示される「本人該当 障害区分」のコードを指定する。	対象者自身が本人障害者控除の適用を受けている場合に指定する。
TK00000200000720	控除対象寡婦（寡夫）	・本人が控除対象寡婦（寡夫）の対象となっているかを表す区分を指定する。 ・「中間標準レイアウトV2.1コード一覧表（個人住民税）」に示される「本人該当 寡婦区分」のコードを指定する。	
TK00000200000730	控除対象勤労学生	・本人が控除対象勤労学生の対象となっているかを表す区分を指定する。 ・「中間標準レイアウトV2.1コード一覧表（個人住民税）」に示される「本人該当 勤労学生区分」のコードを指定する。	
TK00000200000740	扶養控除対象	本人が扶養控除の対象となっているかを表す区分を指定する。 0：初期値、1：扶養控除対象	
TK00000200000750	16歳未満扶養親族	本人が16歳未満扶養親族の対象となっているかを表す区分を指定する。 0：初期値、1：16歳未満扶養親族	
TK00000200000770	専従者控除額	専従者への支払額を指定する。 (0～999999999999)	
TK00000200000800	所得控除合計額	所得金額から差し引かれる金額（所得控除）の合計額を指定する。 (0～999999999999)	
TK00000200000810	課税所得額（課税標準額）	課税標準額の合計額を指定する。 (0～999999999999)	課税総所得金額、課税山林所得金額、課税退職所得金額、分離課税の課税所得金額の合算額とする。
TK00000200000830	市町村民税住宅貸入金等特別控除額	地方税法附則第5条の4及び第5条の4の2に規定される税額控除の金額を指定する。 (0～999999999999)	
TK00000200000840	市町村民税寄付金控除	地方税法第314条の7に規定される税額控除の金額を指定する。 (0～999999999999)	地方税法第314条の7に規定される税額控除額と附則第7条の2第4項及び第5項に規定される税額控除額の合算額を指定する。
TK00000200000850	市町村民税外国税控除額	地方税法第314条の8に規定される税額控除の金額を指定する。 (0～999999999999)	
TK00000200000860	市町村民税配当控除額	地方税法附則第5条第3項に規定される税額控除の金額を指定する。 (0～999999999999)	
TK00000200000870	市町村民税所得割額	納税義務者に課税した年税額の中の市町村民税所得割額を指定する。減免等後の値を指定する。 (0～999999999999)	税額控除後の額を指定する。 未申告者については「null」を指定する。税額計算の結果、所得割額が生じなかった者については「0」を指定する。
TK00000200000880	市町村民税均等割額	納税義務者に課税した年税額の中の市町村民税均等割額を指定する。減免等後の値を指定する。 (0～999999999999)	未申告者については「null」を指定する。税額計算の結果、均等割額が生じなかった者については「0」を指定する。
TK00000200000890	都道府県民税所得割額	納税義務者に課税した年税額の中の道府県民税所得割額を指定する。減免等後の値を指定する。 (0～999999999999)	未申告者については「null」を指定する。税額計算の結果、所得割額が生じなかった者については「0」を指定する。
TK00000200000900	都道府県民税均等割額	納税義務者に課税した年税額の中の道府県民税均等割額を指定する。減免等後の値を指定する。 (0～999999999999)	未申告者については「null」を指定する。税額計算の結果、所得割額が生じなかった者については「0」を指定する。
TK00000200000920	居住用損失額	・現年分のみ分離長期譲渡所得のうち、総合分と損益通算可能な金額を指定する。 (0～999999999999)	
TK00000200000930	市町村民税所得割額（減免前）	納税義務者に課税した年税額の中の市町村民税所得割額を指定する。減免前の値を指定する。 (0～999999999999)	税額控除後の額を指定する。（端数切捨前）

TK00000200000940	市町村民税均等割額（減免前）	納税義務者に課税した年税額の内の市町村民税均等割額を指定する。減免前の値を指定する。 (0~9999999999)	
TK00000200000960	減免税額	減免を受けている場合、その合計額を指定する。 (0~9999999999)	
TK00000200000970	所得税確定申告書の提出の有無	所得税確定申告書の提出の有無を表す区分を指定する。 0：初期値、1：提出有り	
TK00000200000980	住民税申告書の提出の有無	住民税申告書の提出の有無を表す区分を指定する。 0：初期値、1：提出有り	



<データ項目検証計算表>

別添②

正しい値がセットされている場合は、それぞれの式の等号が成立します。検算の結果、左辺と右辺に差が生じる場合は、いずれかの項目に誤りがある場合がありますので確認してください。  
TK00000200000360については、平成29年1月1日施行後の地方税法附則第35条の2に合わせて、「一般株式等譲渡所得額」と表示しています。  
以下の項目については、区分を控除額に変換する必要がありますのでご注意ください。

- ・TK00000200000570(配偶者控除等)
- ・TK00000200000720(控除対象寡婦(寡夫))
- ・TK00000200000730(控除対象勤労学生)
- ・TK00000200000710(控除対象障害者)

1	左辺 TK00000200000040 (合計所得金額)	右辺 以下の和 ・TK00000200000060(給与所得額) ・TK00000200000090(雑所得額) ・TK00000200000130(事業所得額) ・TK00000200000190(不動産所得額) ・TK00000200000200(利子所得額) ・TK00000200000210(配当所得額(総合)) ・[TK00000200000250(短期譲渡所得(特別控除前)) - TK00000200000260(特別控除額(長期譲渡所得))] ・[TK00000200000230(長期譲渡所得(特別控除前)) - TK00000200000240(特別控除額(長期譲渡所得))] × 1/2 ・TK00000200000270(一時所得額(総合)) × 1/2 ・TK00000200000280(山林所得額) ・TK00000200000290(退職所得額(総合)) ・TK00000200000310(長期譲渡所得額(特別控除前)) ・TK00000200000330(短期譲渡所得額(特別控除前)) ・TK00000200000360(一般株式等譲渡所得額) ・TK00000200000370(上場株式等譲渡所得額) ・TK00000200000380(上場株式等配当所得額(申告分離)) ・TK00000200000390(先物取引雑所得額(申告分離))	右辺 以下の和 ・TK00000200000920(居住用損失額)	備考  ※一時所得又は長期譲渡所得(総合)に対して損益通算が行われた場合は、左の等式が成り立たない場合があることに留意。 ※株式等所得額については平成29年1月1日施行後のものを記載。 ※平成28年度課税以前については一般株式等譲渡所得額と上場株式等譲渡所得額の間で損益通算可能であるため、左の等式が成り立たない場合があることに留意。 ※上記の場合により左の等式が成り立たない場合は、地方税法、所得税法等に従って計算を行い、左辺と一致することを確認すること。
2	左辺 TK00000200000050 (総所得金額)	右辺 以下の和 ・TK00000200000060(給与所得額) ・TK00000200000090(雑所得額) ・TK00000200000130(事業所得額) ・TK00000200000190(不動産所得額) ・TK00000200000200(利子所得額) ・TK00000200000210(配当所得額(総合)) ・[TK00000200000250(短期譲渡所得(特別控除前)) - TK00000200000260(特別控除額(短期譲渡所得))] ・[TK00000200000230(長期譲渡所得(特別控除前)) - TK00000200000240(特別控除額(長期譲渡所得))] × 1/2 ・TK00000200000270(一時所得額(総合)) × 1/2	右辺 以下の和 ・TK00000200000430(純損失繰越控除額) ・TK00000200000440(居住用財産譲渡損失繰越控除額) ・TK00000200000450(特定居住用財産譲渡損失繰越控除額) ・TK00000200000490(雑損失繰越控除額) ・TK00000200000920(居住用損失額)	備考  ※右辺が負の値となった場合は「0」とみなす。
3	左辺 TK00000200000030 (総所得金額等)	右辺 以下の和 ・TK00000200000050(総所得金額) ・TK00000200000280(山林所得額) ・TK00000200000290(退職所得額(総合)) ・TK00000200000310(長期譲渡所得額(特別控除前)) ・TK00000200000330(短期譲渡所得額(特別控除前)) ・TK00000200000360(一般株式等譲渡所得額) ・[TK00000200000370(上場株式等譲渡所得額) + TK00000200000380(上場株式等配当所得額(申告分離))] - [TK00000200000460(上場株式等譲渡損失繰越控除額) + TK00000200000470(特定株式等譲渡損失繰越控除額)] ・TK00000200000390(先物取引雑所得額(申告分離)) - TK00000200000480(先物取引差金等決済損失繰越控除額)	右辺 以下の和 ・TK00000200000370(上場株式等譲渡所得額) + TK00000200000380(上場株式等配当所得額(申告分離)) + TK00000200000360(一般株式等譲渡所得額) - [TK00000200000460(上場株式等譲渡損失繰越控除額) - TK00000200000470(特定株式等譲渡損失繰越控除額)]	備考  ※株式等譲渡損失繰越控除は平成29年1月1日施行後のものを記載 ※平成28年以前については未公開株式等譲渡所得額についても繰越控除の適用が可能であることに留意。 ※エンジェル税制の特例分は平成29年度課税以降も一般株式等譲渡所得額からも繰越控除の適用が可能となるため、一般株式等譲渡所得割額に当該繰越控除が適用される場合は、左の等式は成り立たない場合があることに留意。 ※平成28年度については株式等譲渡所得については次のようになる。 ・[TK00000200000370(上場株式等譲渡所得額) + TK00000200000380(上場株式等配当所得額(申告分離)) + TK00000200000360(一般株式等譲渡所得額)] - [TK00000200000460(上場株式等譲渡損失繰越控除額) - TK00000200000470(特定株式等譲渡損失繰越控除額)] ※上記の場合により左の等式が成り立たない場合は、地方税法、所得税法等に従って計算を行い、左辺と一致することを確認すること。

各ボツにおいて、計算の結果、負の値が生じた場合は、「0」として取り扱うこと。

4	左辺 TK00000200000810 (課税所得額(課税標準額))	=	右辺 以下の和(それぞれのボックスにおいて、1000円未満切捨て(負の値が生じた場合は「0」とみなす。)) ・TK00000200000050(総所得金額)－TK00000200000800(所得控除合計額) ・TK00000200000280(山林所得額) ・TK00000200000290(退職所得額(総合)) ・TK00000200000310(長期譲渡所得額(特別控除前))－TK00000200000320(特別控除額(長期譲渡所得)) ・TK00000200000330(短期譲渡所得額(特別控除前))－TK00000200000340(特別控除額(短期譲渡所得)) ・TK00000200000360(一般株式等譲渡所得額) ・TK00000200000370(上場株式等譲渡所得額)＋TK00000200000380(上場株式等配当所得額(申告分離)－TK00000200000460(上場株式等譲渡損失繰越控除額＋TK00000200000470(特定株式等譲渡損失繰越控除額)) ・TK00000200000390(先物取引雑所得額(申告分離))－TK00000200000480(先物取引差金等決済損失繰越控除額)	備考 ※所得控除の合計が総所得金額よりも大きい場合は左の等式は成り立たない場合があることに留意。 ※エンジェル税制に係る繰越控除が一般株式等譲渡所得額に適用される場合は左の等式は成り立たない場合があることに留意。 ※上記の場合により左の等式が成り立たない場合は、地方税法、所得税法等に従って計算を行い、左辺と一致することを確認すること。
5	左辺 TK00000200000220 (譲渡所得額(総合))	=	右辺 以下の和 ・TK00000200000230(長期譲渡所得(特別控除前))－TK00000200000240(特別控除額(長期譲渡所得)) ・TK00000200000250(短期譲渡所得(特別控除前))－TK00000200000260(特別控除額(短期譲渡所得))	
6	左辺 TK00000200000130 (事業所得額)	=	右辺 以下の和 ・TK00000200000140(営業等所得額) ・TK00000200000150(農業所得額)	
7	左辺 TK00000200000800 (所得控除合計額)	=	右辺 以下の和 ・TK00000200000500(雑損控除額) ・TK00000200000510(医療費控除額) ・TK00000200000520(小規模共済等掛金控除額) ・TK00000200000530(社会保険料控除額) ・TK00000200000540(生命保険料控除額) ・TK00000200000550(地震保険料控除額) ・TK00000200000560(配偶者特別控除額) ・TK00000200000570(配偶者控除等)※要数値変換 ・TK00000200000580(扶養控除) ・TK00000200000650(障害者控除) ・TK00000200000720(控除対象寡婦(寡夫))※要数値変換 ・TK00000200000730(控除対象勤労学生)※要数値変換 ・33万(基礎控除)	備考 未申告者の場合、基幹システムのデータの保持の仕方によっては左の等式が成り立たない場合がある(基礎控除の影響)。
8	左辺 ・TK00000200000580 (扶養控除)	=	右辺 以下の和 ・TK00000200000590(一般)×33万 ・TK00000200000600(特定)×45万 ・(TK00000200000610(老人)－TK00000200000620(同老))×38万 ・TK00000200000620(同老)×45万	
9	左辺 ・TK00000200000650 (障害者控除)	=	右辺 以下の和 ・TK00000200000660(普障)×26万 ・(TK00000200000670(特障)－TK00000200000590(同特))×30万 ・TK00000200000590(同特)×53万 ・TK00000200000710(控除対象障害者)※要数値変換	

左辺	右辺	以下の和	備考
10 ・TK00000200000930 (市町村民税所得割額(減免前))	= ・市町村民税__税額控除前所得割額	- ・市町村民税__調整控除額 ・市町村民税__配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額 ・市町村民税__調整額 ・TK00000200000830(市町村民税__住宅借入金等特別控除額) ・TK00000200000840(市町村民税__寄附金控除) ・TK00000200000850(市町村民税__外国税額控除) ・TK00000200000860(市町村民税__配当控除)	<p>※右辺について、計算の結果、負の値が生じる場合は「0」とみなす。</p> <p>※地方税法附則第3条の3第5項に規定する調整額の適用がある場合は左の等式が成り立たない場合があることに留意。</p> <p>※・市町村民税__税額控除前所得割額            ・市町村民税__調整控除額            ・市町村民税__調整額            ・市町村民税__配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額</p> <p>については、現在のデータ標準レイアウト上、項目はありませんが、各地方団体において保持しているデータを利用して検算すること。</p> <p>＜市町村民税__税額控除前所得割額＞            税額控除前の所得割の額(分離課税に係る所得割を含む)(端数切捨前)を指定する。</p> <p>＜市町村民税__調整控除額＞            地方税法第314条の6に規定する調整控除の額を指定する。</p> <p>＜市町村民税__調整額＞            地方税法附則第3条の3第5項に規定する、所得割の額から控除される額を指定する。</p> <p>＜市町村民税__配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額＞            地方税法第314条の9に規定する配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額を指定する。</p> <p>なお、上記の4項目については、データ標準レイアウトの次期改版において追加されます。</p>

<抽出する対象者のイメージ>

別添③

特定個人情報項目コード	データ項目	対象者					当該項目のデータを有する者の人数
		A	B	C	...	Z	
TK00000200000010	個人住民税情報	○	○	○		○	4
TK00000200000020	課税年度	○	○	○		○	4
...							
TK00000200000070	給与収入額	○		○		○	3
TK00000200000080	給与専従者収入額			○			1
TK00000200000090	雑所得額(総合)		○				1
TK00000200000095	雑所得額(総合)情報		○				1
TK00000200000100	公的年金等所得額		○				1
TK00000200000110	公的年金等収入額		○				1
...							
TK00000200000510	医療費控除額	○					1
TK00000200000520	小規模共済等掛金控除額			○			1
TK00000200000530	社会保険料控除額	○		○			2
TK00000200000540	生命保険料控除額		○				1
TK00000200000550	地震保険料控除額		○				1
TK00000200000560	配偶者特別控除額					○	1
TK00000200000570	配偶者控除等	○					1
TK00000200000580	扶養控除			○			1
...							
TK00000200000970	所得税確定申告書の提出の有無			○			1
TK00000200000980	住民税申告書の提出の有無		○				1

&lt; 検証結果 &gt;

別添④

市区町村コード	都道府県名	市区町村名	検証完了日	設定誤りの有無
011002	北海道	札幌市		
012025	北海道	函館市		
012033	北海道	小樽市		
012041	北海道	旭川市		
012050	北海道	室蘭市		
012068	北海道	釧路市		
012076	北海道	帯広市		
012084	北海道	北見市		
012092	北海道	夕張市		
012106	北海道	岩見沢市		
012114	北海道	網走市		
012122	北海道	留萌市		
012131	北海道	苫小牧市		
012149	北海道	稚内市		
012157	北海道	美瑛市		
012165	北海道	芦別市		
012173	北海道	江別市		
012181	北海道	赤平市		
012190	北海道	紋別市		
012203	北海道	士別市		
012211	北海道	名寄市		
012220	北海道	三笠市		
012238	北海道	根室市		
012246	北海道	千歳市		
012254	北海道	滝川市		
012262	北海道	砂川市		
012271	北海道	歌志内市		
012289	北海道	深川市		
012297	北海道	富良野市		
012301	北海道	登別市		
012319	北海道	恵庭市		
012335	北海道	伊達市		
012343	北海道	北広島市		
012351	北海道	石狩市		
012360	北海道	北斗市		
013030	北海道	当別町		
013048	北海道	新篠津村		
013315	北海道	松前町		
013323	北海道	福島町		
013331	北海道	知内町		
013340	北海道	木古内町		
013374	北海道	七飯町		
013439	北海道	鹿部町		
013455	北海道	森町		
013463	北海道	八雲町		
013471	北海道	長万部町		
013617	北海道	江差町		
013625	北海道	上ノ国町		
013633	北海道	厚沢部町		
013641	北海道	乙部町		
013676	北海道	奥尻町		
013706	北海道	今金町		
013714	北海道	せたな町		
013919	北海道	島牧村		
013927	北海道	寿都町		
013935	北海道	黒松内町		
013943	北海道	蘭越町		
013951	北海道	二セコ町		
013960	北海道	真狩村		
013978	北海道	留寿都村		
013986	北海道	喜茂別町		
013994	北海道	京極町		
014001	北海道	倶知安町		

